

平成31年度第1回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 平成31年4月5日（金）
午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 19番 坂田 幸雄
20番 中井 義則 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 21番 奥野 健一
5. 議題 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 非農地証明書の交付について
6. 報告事項 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
報告事項第5号 農地法第4条第1項の規定による許可の取り消しについて
報告事項第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取り消しについて
報告事項第7号 現況証明書の交付について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、21番奥野委員より欠席届があり、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より平成31年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項7件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。7番仲田委員、9番菊委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、3ページの14番は、若林委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は17件で、申請面積は36,074㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、農業経営を縮小するため、所有権を移転するものです。

2番・3番は、労働力不足による所有権移転です。

4番・5番は、農業経営を縮小するため、所有権を移転するものです。

6番から10番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

11番は、親戚への贈与による所有権移転です。

12番は、労働力不足による所有権移転です。

13番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

14番から17番は、労働力不足による所有権移転です。

会長 現地確認について、各担当委員から報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、14番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、14番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、14番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、14番について、審議いたしますので、若林委員は退室をお願いします。

<若林委員退室>

会長 それでは、14番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、14番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、14番について、申請どおり「許可」することといたします。

若林委員は入室をお願いします。

<若林委員入室>

会 長 改めまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は6ページから10ページまでです。

今回は、5条申請14件で、面積は合計18,179.40㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

7ページの1番は資材置場敷地を拡張するものです。受注の増加に伴い資材置場が手狭となったことから敷地を拡張するものがあります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となり、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しました。

2番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地域内で、農地の集団規模も10ヘクタール以上の第1種農地ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

3番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定し、住宅を建築する計画であります。申請地より半径500mの範囲の中に高等学校、医療機関があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は、駐車場を設置する計画であります。業務の効率化を図るため企業団地内にある既存敷地に支店を統合し、新たな社屋を建設することとなった。既存敷地に確保してあった駐車場がなくなってしまうため、申請地にて駐車場を確保するものであります。申請地

は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

5番は、農機具置場及び農作業場を設置する計画であります。農業を継承するにあたり、自宅には農機具置場及び作業場がないため、農地により近い申請にて設置するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

6番は建売分譲敷地の計画です。付近に小学校や医療機関等が充実しており、住宅への需要が依然高いことから、今回計画されたものであります。申請地は都市計画区域内の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。申請者の妻方の実家との相互扶助のため、可能な限り近い場所を選定したものであります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しております。

8番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため申請地にて住宅を建築する計画であります。申請地は都市計画区域の用途区域内農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

9番は住宅敷地の拡張であります。住宅部分の測量を行った結果、農地部分に住宅が建てられていることが判明し、これを是正するものであります。申請地は都市計画区域の用途区域内農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

10番は、一般住宅を建築する計画であります。妻方の実家との相互扶助のため申請地にて住宅を建築するものであります。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

11番は、駐車場を設置するものであります。既存の駐車場敷地に新工場を建設することとなったが、駐車場が不足することから申請地にて確保するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

12番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、申請地にて住宅を建築するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しております。

13番は、駐車場を設置する計画であります。現在ガラス工房を営んでおりますが、従業員及び来客用の駐車スペースがなく、近隣住民に迷惑をかけていることから、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

14番は太陽光発電設備を設置する計画であります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、16ページの38番は、中島委員本人に関する事項であり、また、32ページの198番から36ページ235番は、渡辺委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、11ページから61ページです。

今回は267件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～

2年が6件、3～5年が52件、6～9年が5件、10年が204件です。設定面積は、1,602,221.67㎡です。

16ページ33番から27ページ149番は、農地中間管理機構を通すもので、それ以外は相対であります。

また、今回は利用権の移転が1件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。移転は40ページ272番です。

移転の理由は、後継者である息子に農業経営を移譲するためです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、38番及び198番から235番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、38番及び198番から235番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、38番について、審議いたしますので、中島委員は退室をお願いします。

<中島委員退室>

会長 それでは、38番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、38番について、異議は、

ないものといたします。

中島委員は入室をお願いします。

<中島委員入室>

会 長 続きまして、198番から235番について、審議いたしますので、渡辺委員は退室をお願いします。

<渡辺委員退室>

会 長 それでは、198番から235番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、198番から235番について、異議は、ないものといたします。

渡辺委員は入室をお願いします。

<渡辺委員入室>

会 長 改めまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第4号非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書は57ページから62、63ページです。

1番につきましては長い間耕作されておらず、現況が山林化しており、耕作されなくなってから相当の期間経過しているものと思われる。また、農地として復元し耕作することは困難な状況

であることを現地にて確認しております。以上のことから、非農地証明書を発行するものであります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第4号非農地証明書の交付について、異議なく交付することといたします。

これで、予定しておりました4議案の審議を終わります。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について

報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

報告事項第5号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消しについて

報告事項第6号 農地法題5条第1項第6号の規定による受理の取消しについて

報告事項第7号 現況証明書の交付について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は64ページから68ページです。今回の受理件数は12件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第2号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは69ページから76ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が26件、合わせて31件、面積は合わせて22,572㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

70ページの3番、4番については、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要な案件です。

2件とも平成31年3月15日付で開発許可がおりましたので、開発許可日と同日で受理しております。

71ページの12-1、12-2については、以前に譲受人を単独名義で転用受理済みでしたが、共有名義に変更されるため、以前の受理の取消し願いと同時で今回、届出されたものです。

73ページの2番については、以前、駐車場の目的で受理済みですが、その一部について社屋建築敷地に計画が変更となったため、再届出されたものです。

3番についても、以前に譲受人を単独名義で転用受理済みでしたが、共有名義に変更されるため、以前の受理の取消し願いと同時で今回、届出されたものです。

4番、5番については、相続登記手続き前に届出されたものです。

相続人確認のための戸籍謄本と遺産分割協議書の写しを添付いただき受理したものです。

8番、9番については、同じ事業者の保育所敷地と駐車場敷地です。保育所敷地の分について、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

6番については、破産法により、破産手続き開始の決定後に、破産者が死亡しているため、当該相続財産について破産管財人弁護士によりその破産手続きが続行されるものです。

報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、77ページから

79ページです。

解約件数は21件で、解約面積は76,937㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第4号農地法第3条の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書は80ページです。

1番については、平成28年3月7日付けで許可しましたが、賃借権の設定と申請するところ、所有権の移転と申請誤りをしていたため、取り消したものです。

報告事項第5号農地法第4条第1項の規定による許可の取消しについてご説明申し上げます。議案書のページは81ページでございます。

1番は、平成30年7月31日付けにて許可したものでございますが、転用事業者が当初の予定より建築費が高額となったことから、住宅の建築を断念することとなったことから、許可の取消しを行うものであります。

報告事項第6号農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは82ページです。

1番は報告第2号71ページの12番1、12番2、2番は報告第2号73ページの3番で説明したとおり、譲受人を共有名義に変更するために単独名義の受理をそれぞれ取り消したものです。

報告事項第7号現況証明書の発行についてご報告いたします。議案書のページは83ページです。

1番は、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法が施行される昭和46年以前より自宅への進入路として使用していたものであります。

2番は、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法が施行される昭和46年以前より農業用格納庫として利用されていたものであります。

3番は農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法が施行される昭和46年以前より農家住宅として利用されていたものであります。

4番は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する事故の所有する農地に200㎡未満の農業用施設設置する場合には許可不要であるものです。

いずれも、それらを証する関係書類等を確認しており、かつ担当地区農業委員及び農地最適化推進委員に現地の状況について確認いただき、証明書を発行したものであります。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

　特に何もないようですので、これをもちまして、平成31年度第1回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

　その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

　本日は、ありがとうございました。